

ID: 208

担当部署: 上下水道課

処分の概要	設計審査及び工事検査		
例規名 根拠条項	聖籠町水道事業給水条例 第7条第2項		
例規番号	昭和57年 条例第13号		
<p>【根拠条文】 (工事の施行) 第七条 給水装置工事は、町長又は町長が法第十六条の二第一項の指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。 3 第一項の規定により町長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水装置工事は、町が指定した指定給水装置工事事業者が施工すること。 ・ 設計審査は、工事申込書(使用材料表、平面図、立面図)により施工方法等について設計審査を行う。 ・ 工事検査は、工事竣工後に提出する竣工届のとおり完成しているかを確認する。 			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日